

情報ひろば



福祉

高齢者のはり・きゅう・マッサージ費の助成

はり、きゅう、マッサージの施術費用の一部を助成します。
助成対象者 所得税非課税で次のいずれかに該当する人

- ① 70歳以上
 - ② 65歳以上で老人医療受給者
- 必要なもの 保険証など本人確認ができるもの

助成内容 1回当たり1000円以内の助成券を発行（年12回以内）

助成期間 平成17年6月1日～平成18年5月31日

受付開始 6月1日

問い合わせ先 市役所駅南庁舎 保険年金課 ☎(0857)2013482 / 各総合支所福祉保健課（上記参照）

難聴高齢者向け 電話機購入費の助成

対象電話機 骨伝導式電話機（中

古品は除く）

対象者 所得税非課税世帯の65歳以上の人で鼓膜による聴き取りが困難または不明瞭な人

助成額 1台当たり2万5千円まで

必要なもの ▽製造業者名、購入機種が分かるもの ▽領収書（原本） ▽印鑑 ▽振込先（本人名義の口座で郵便局は除く）

※電話機の試聴を希望される人は、事前にご連絡ください。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎 高齢社会課 ☎(0857)2013453 / 各総合支所福祉保健課

（上記参照） / 各中学校区の在宅介護支援センター

戦没者等の遺族への特別弔慰金

支給対象者 戦没者等の死亡当時の遺族で、平成17年4月1日に、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける人（戦没者等の妻や父母など）がない場合に、次の順番による優先順位の最も高い遺族一人に対して支給します。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子

3 戦没者等と生計関係が有り戦没者と氏が同じである ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

4 前記3以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

5 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計を有していた

1～4以外の3親等内の親族

支給内容 額面40万円、10年償還（年4万円）の記名国債

請求期限 平成20年3月31日

受付・問い合わせ先 合併前の鳥取市地域にお住いの人・市役所駅南庁舎生活福祉課 ☎(0857)2013472 / 旧町村地域にお住いの人・お住まいの総合支所福祉保健課（上記参照）



募集

情報公開制度等審議会委員

内容 情報公開、個人情報保護条例に関する審議

公募人数 2人

任期 9月頃まで

会議の開催 3回程度

報酬 9000円 / 出席1回

応募資格 市内在住の20歳以上（平成17年6月1日現在）の人で、平日開催の会議に出席できる人

応募方法 情報公開・個人情報保護制度について800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

※応募者多数の場合は、選考のうえ決定します。

応募期限 6月15日（水）必着

応募先 市役所本庁舎総務課 情報公開室 ☎(0857)2013105 / ☎(0857)2013040 / 電子メール jkokai@city.tottorip.jp

成人式実行委員会委員

鳥取市の成人式を企画・運営してみませんか。

会議の開催 年8回程度

応募資格 市内在住の昭和60年4月2日～昭和61年4月1日に生まれた人で、平日午後7時以降開催の会議に出席できる人

応募方法 住所・氏名・年齢・電話番号を明記のうえ、郵送、電子メール、持参のいずれかで

応募期限 7月29日（金）必着

各総合支所

国府 ☎(0857)39-0555 / 福部 ☎(0857)75-2811
 河原 ☎(0858)76-3111 / 用瀬 ☎(0858)87-2111
 佐治 ☎(0858)88-0211 / 気高 ☎(0857)82-0011
 鹿野 ☎(0857)84-2011 / 青谷 ☎(0857)85-0011